

18 上級農業集落排水計画設計士登録規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）が農業集落排水計画設計士の資格を有するもののうち、一定の条件を満たすものを上級農業集落排水計画設計士として登録するのに必要な事項を定める。

2 この登録は、農業集落排水施設に関する設計等業務（以下「業務」という。）に係わる上級農業集落排水計画設計士の資格を定め、その活用が図られることにより業務を円滑・的確に遂行し、かつ業務成果の技術水準を高めるとともに業務に携わる技術者の地位向上を図ることを目的とする。

(登録の方法)

第2条 農業集落排水計画設計士資格を有する者の申請に基づき、登録資格要件を有することを審査のうえ登録する。

2 審査・登録は、年1回行うものとする。

(登録資格要件)

第3条 農業集落排水計画設計士資格を有するとともに、建設工事に係る設計等業務の実務経験13年以上（うち、農業集落排水施設の建設工事に係る設計等業務の実務経験8年以上）を有する者とする。

(審査委員会)

第4条 登録資格要件を審査させるため上級農業集落排水計画設計士審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(資格登録)

第5条 上級農業集落排水計画設計士名簿（以下「名簿」という。）を備え、上級農業集落排水計画設計士の登録を行う。

2 登録の有効期間は、5年間とし、有効期間満了前において更新することができる。

3 更新を行わないものは、名簿から削除する。

(資質の向上)

第6条 上級農業集落排水計画設計士は、常に、技術知識及び水準を向上させ、その資質の向上に努めなければならない。

2 センターは、上級農業集落排水計画設計士等の資質の向上のため農業集落排水計画設計士講習会を毎年1回実施する。

(登録更新)

第7条 資格登録の更新を行おうとする者は、前条に定める研修を了し、修了証の写しを提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、農業土木技術者継続教育機構等に参加しているものにあつては、その機構が発行する継続教育記録証明書(理事長が別途定める単位)を添え、これに代えることができる。

(その他)

第8条 この規定に定めない事項は、理事長が別途定める「上級農業集落排水計画設計士登録に関する細則」による。

附 則

この規程は、平成15年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、農林水産大臣の定款変更認可の日(平成16年7月1日)から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人地域環境資源センター設立登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。